

社会福祉法人やまなみ福祉会「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」に係る支給規程

(目的)

第1条 社会福祉法人やまなみ福祉会（以下、「障害福祉サービス事業者」という。）は、障害福祉サービス等に従事する職員の確保、定着に繋げていくため、現行の福祉・介護職員処遇改善加算（以下、「現行加算」という。）に加え、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、障害福祉サービス等に従事する職員の更なる処遇改善を進めるために2019年度、厚労省で創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下、「特定加算」という。）を職員の賃金改善に充て処遇改善を図ることを目的とする。

(配分対象者)

第2条 配分対象者は、次の人材グループに基づいて仕分けするものとする。

(1) 賃金改善の対象となるグループ

a 経験・技能のある障害福祉人材

以下のいずれかに該当する職員であって、経験・技能を有する障害福祉人材と認められる者をいう。

- ・当法人において勤続10年以上の職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能を踏まえ当法人の裁量で設定することができる。
- ・福祉・介護職員（※）のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を保有する者。
- ・心理指導担当職員（公認心理士を含む）・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者

b 他の障害福祉人材

- ・経験・技能のある障害福祉人材（aグループ）に該当しない福祉・介護職員、心理指導担当職員（公認心理士を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

c その他の職種

- ・障害福祉人材（a・bグループ）以外の職員をいう。

※ 福祉・介護職員は、以下の職種とする。

生活支援員、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

※ 制度に基づく職種以外の職員の処遇については、職員間の均衡を図るため自主財源により処遇改善を行うことができるものとする。

(賃金改善の実施)

第3条 特定加算の算定額に相当する賃金改善の実施

(1) 賃金改善の考え方

障害福祉サービス事業者は、特定加算の算定額に相当する職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）の改善（以下、「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。）を低下させてはならない。

(2) 賃金改善に係る賃金水準の比較の考え方

賃金改善は、現行加算による賃金改善と区分して判断する必要があるが、特定加算を取得していない場合の賃金水準と、特定加算を取得し実施される賃金水準との差分を用いて算定する。なお、比較時点において勤務実績のない職員については、当該職員と同職であって勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。

(配分に伴う算定要件)

第4条 特定加算の配分に伴う算定要件については、次のとおりとする。

(1) 経験・技能のある障害福祉人材

事業所ごとに一人以上は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額平均8万円（賃金改善実施期間における平均とする。以下同じ。）以上又は賃金改善後の賃金見込み額が440万円以上であること。（現に賃金が年額440万円以上の者がいる場合にはこの限りではなく、要件は満たしているものとする。）

(2) 他の障害福祉人材

当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込み額の平均が、他の障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込み額の平均の2倍以上であること。

(3) その他の職種

他の障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込み額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込み額の平均の2倍以上であること。ただし、その他の職種の平均賃金額が他の障害福祉人材の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでない。

(4) その他の職種の賃金改善後の賃金見込み額が年額440万円を上回らないこと（賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない。）

(特定加算の見込み額)

第5条 特定加算の見込み額は、障害福祉サービス事業者において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込み額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む）の総額であって、その額を上回る額。

(特定加算の算定期間)

第6条 特定処遇改善加算の算定期間は、原則4月（年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月）から翌年の3月までとする。

(支給方法)

第7条 この規程に定める特別加算の支給方法は、賃金項目を「基本給」の上乗せとし社会福祉法人やまなみ福祉会給与規則並びに嘱託職員・臨時職員給与規程に基づき毎月の給与として支払う。

(加算額)

第8条 特定加算額は、別表のとおりとする。

(有効期間)

第9条 この規程の有効期間は、障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てる制度が存続される期間とし、制度が終了すればこの「特定加算」も原則として終了するものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

特定処遇改善加算額

- a グループ 経験・技能のある障害福祉人材 加算月額 20,000円
- b グループ 他の障害福祉人材 加算月額 8,000円
- c グループ その他の職種 加算月額 4,000円

ただし、基本給を時間給として支給している職員（臨時職員等）については、加算月額を時間給に割戻し、現行の時間給に加算して支給する。